

お 知 ら せ

当院ではリフィル処方箋は認めておりません！

「リフィル処方箋とは、症状が安定している患者について、医師及び薬剤師の適切な連携により、医療機関に行かずとも、一定期間内に処方箋を反復利用できる処方箋のこと」です。

今までの通常の処方箋は医師が決めた日数分の薬を一度だけもらえるものでしたが、令和4年4月より、リフィル処方箋は定められた期間内・回数内であれば同じ処方箋で医師の診療なしで繰り返し薬をもらえることとなります。しかし、下記のことにより、当院では患者様の健康管理をする上で非常に困難であると判断しましたので、このリフィル処方箋はしておりません。ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

1：投薬量に限度または投薬制限が定められている内服薬及び外用薬並びに注射薬、新薬や麻薬、向精神薬、湿布薬などは投与できない。

(※抗不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用剤又はその他の中枢神経系用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、不安又は不眠症の効能・効果を有し、医師による特別な医学管理を必要するものがあげられます。)

2：経過観察の機会が減るので症状の変化に気づきにくくなり健康被害に繋がる可能性がある。

令和4年4月 国見台病院長